

佐久市総合計画審議会委員公募要領

佐久市企画部企画課

次のとおり公募に係る条件その他必要な事項を定め、佐久市総合計画審議会の委員を公募します。

1 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務

名 称	佐久市総合計画審議会
設 置 目 的	佐久市総合計画審議会条例による
所 掌 事 務	1 市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議すること。 2 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条に規定する新市建設計画に係る事項について調査審議すること。

2 公募の趣旨

<p>佐久市では、政策決定過程への市民参画を促進し、広く市民の皆さんの意見を聴くことにより、総合計画や行政改革大綱に掲げる「市民協働」を実現するための手段の1つとするよう、市民の皆さんに審議会等の委員になっていただく審議会等の委員の公募制度を設けています。</p> <p>佐久市総合計画審議会については、その設置目的や所掌する事務の内容から、市民の皆さんの意見を聴き、政策に反映させることが必要な機関であることから、同制度を適用し、委員の公募を行おうとするものです。</p> <p>委員の皆さんからは、市が実施する施策全般について、広い視野のもとに、市民の皆さんの代表として、ご意見をいただきます。</p>

3 公募委員数

募 集 人 員	6人 (委員総数 29人)
---------	---------------

4 申込資格

申 込 資 格	次の全てに該当する方に申込みの資格があります。 1 年齢が満18歳以上の方 2 ①佐久市内に住所を有する、②佐久市内の事業所に勤務する、③佐久市内の学校等に在学する、のいずれかに該当する方 3 市の施策全般に関心を持ち、これからの市の施策全体の方向性について、客観的な視点から建設的な意見を述べることができる方 4 市税を滞納していない方 5 佐久市の他の審議会等の委員となっていない方、また、過去に本審議会の委員となっていない方 6 佐久市議会議員又は佐久市職員でない方
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	7 平日の昼間に開催する会議に出席できる方(年5～7回の開催を予定) 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員でない方
基準日	令和6年4月22日

5 申込みに必要な書類及びその様式

必要書類	1 佐久市総合計画審議会公募委員申込書
様式	1 佐久市総合計画審議会公募委員申込書 (別添様式)

6 申込方法及び期限

申込方法	別添の申込書に必要な書類を添えて、次の方法により申し込んでください。 1 持参 (市役所本庁企画課窓口) 2 郵送 (宛先: 385-8501 佐久市中込 3056 番地 企画課宛て) 3 メール (メールアドレス: kikaku@city.saku.nagano.jp) 4 ファックス (ファックス番号: 0267-63-3313)
申込期限	令和6年5月13日(月) 午後5時15分(必着)

7 選考方法

選考方法	有資格者が募集人員を超えた場合、公開による抽選により選考します。 (抽選は、会全体や公募委員数の男女比を考慮する場合があります。) 1 日時 令和6年5月17日(金)午後3時 2 場所 佐久市役所 703 会議室
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

8 選任時期及び任期

選任時期	令和6年6月5日(予定)
任期	選任の日から2年間

9 委員報酬等の有無及び金額

種別	報酬	費用弁償
有無	有	有
金額	1日当たり6,500円 (会議等が半日で終わる場合は、 この半額)	旅費 1km当たり37円 (車で来庁する場合)

10 その他

特記事項	1 申込者が募集人員に満たない場合であっても、再公募はいたしません。 2 本審議会委員には、第二次佐久市総合計画後期基本計画の進行管理として、後期基本計画における施策の進捗状況について御意見を頂きます。 また、令和7年度からは、計画の進行管理に加え、第三次佐久市総合計画策定に向けての御意見を頂く予定です。 3 DX 推進の観点から、会議資料の電子送付等を行いますので、極力電子メールによる連絡に御対応いただけますようお願いいたします。
問合せ先	佐久市役所 企画課 企画調整係（担当：安井、井出） 電話番号：0267-62-3067(直通)